

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月23日

【会社名】 GMOペパボ株式会社

【英訳名】 GMO Pepabo, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 健太郎

【本店の所在の場所】 東京都桜丘町26番1号

【電話番号】 03-5456-2622 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼経営戦略部副部長 五十島 啓人

【最寄りの連絡場所】 東京都桜丘町26番1号

【電話番号】 03-5456-2622 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼経営戦略部副部長 五十島 啓人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年3月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年3月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金135円 総額180,269,145円

ロ 効力発生日

平成27年3月23日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 書面または電磁的方法により、取締役会の決定を機動的に行うことができるようにするため、当社定款第27条（取締役会の決議の省略）として新設を行なうものであります。
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮出来るようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、当社定款第32条（取締役の責任免除）の新設ならびに、当社現行定款第40条（社外監査役との責任限定契約）に第1項を追加、「会社法第423条第1項の行為による賠償責任」の文言を第32条にて使用する文言と統一し、「会社法第423条第1項の損害賠償責任」に変更のうえ、条文繰り下げにより第42条（監査役の責任免除）として変更を行なうものであります。
- (3) 迅速かつ機動的な配当政策の立案並びに実行を図るため、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすべく、当社定款第47条（剰余金の配当等の決定機関）として新設を行うものであります。
- (4) 株主の皆様に対して、将来の四半期配当実施を見越し導入するものであり、当社現行定款第45条（剰余金の配当の基準日）を条文の繰り下げにより第48条（剰余金の配当の基準日）として変更を行うものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、佐藤健太郎、熊谷正寿、久保田文之、河添理、永椎広典、星隼人、五十島啓人、神谷アントニオ、西山裕之および伊藤正の10名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	10,634	10	0	(注)1	可決 96.37
第2号議案 定款一部変更の件	9,813	831	0	(注)2	可決 88.93

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第3号議案 取締役10名選任の件					
佐藤 健太郎	10,622	22	0	(注)3	可決 96.26
熊谷 正寿	10,621	23	0		可決 96.25
久保田 文之	10,622	22	0		可決 96.26
河添 理	10,622	22	0		可決 96.26
永椎 広典	10,621	23	0		可決 96.25
星 隼人	10,622	22	0		可決 96.26
五十島 啓人	10,622	22	0		可決 96.26
神谷 アントニオ	10,622	22	0		可決 96.26
西山 裕之	10,457	187	0		可決 94.76
伊藤 正	10,457	187	0		可決 94.76

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。